

# 全国歯科医師団体組合会報

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

第57号  
2006.4



- 第57回組合会開催
- 平成18年度歳入歳出予算承認される

# 平成18年度 歳入・歳出予算が承認される

## 第57回通常組合会

桜の開花宣言が出された中、去る3月22日(水)午後1時より、第57回通常組合会が中野サンプラザ（東京：中野区）において開催された。

一志副理事長の開会の辞の後、物故組合員に対し黙祷が行われ、第1号議案から第3号議案までの全ての案件について、原案どおり可決承認され、白石副理事長の閉会の辞を持って、午後3時30分終了となった。

### 開会の辞 一志副理事長

開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。全国各地よりお集りをいただきありがとうございます。東京も桜の開花宣言がなされておりますが、歯科界の4月からの花は咲くのかどうか、心配事が多いところでございますけれども、本会は金山執行部になりましての第2回目の会議になります。どうぞ今日、提案議案等充分と検討をいただいた中でご了承賜りたいと、この様に存じます。それを申し上げてただ今より第57回目の通常組合会を開催致します。ご苦労様でございます。



開会の辞

一志副理事長

## 金山理事長挨拶

お忙しい中お集まりいただきまして有り難うございます。国保組合にとって医療制度改革の中で、大変厳しい昨今であろうと思っております。

昨年の7月の組合会以後2回目の組合会という事でございますので、その7月以降の人事関係について、お話を申し上げたいと思います。

昨年の10月31日付けで定年退職になりました安原専務が、その後も嘱託という事で引き続き勤務をして頂いております。安原前専務につきましては10年間という長い間私たちの組合に無くてはならない人であったと思っております。行政関係からの出身という事で非常に医療制度関係に明るく、私たちの組合には利点があったと思っております。引き続き嘱託としてしばらく勤務をして頂きますので、色々又アドバイスを頂きたいと思っております。12月14日に行われました第3回の理事会におきまして、今井常務理事が専務代行という事で今期、3月末まで務めて頂くという事で業務を遂行して頂いております。その時に事務局長として、今まで安原前専務が兼務していましたが、田辺次長が事務局長に成りまして事務局を東ねてまいります。また、18年度どのような役員構成で行くかという事を、2月22日の第4回の理事会におきまして協議致しました結果、4月から今井常務が正式に専務理事として務めて頂く事になりました。そして空席になりました常務の席には高知県支部の恒石理事に就任して頂くという事になりました。安原専務が兼任しておりました事務局長が退職したことにより、東京事務所職員が少なくなりましたので4月から新しく男子職員（杉田）を1人採用する事に決定しております。前専務が退職した後今井先生に色々ご努力を頂きまして、会務の方も順調に行っていると思っております。新年度新しい執行体制になりましたので今年の1月に栃木県庁、又栃木県の国保連合会、全協等へは挨拶をして、18年度の執行体制について報告をさせて頂きました。

国保組合を取巻く医療情勢ですが、通常国会において関連法案が成立しまして大きく変わろうとしています。18年度に変わるものについても対応しなければならないのですが、19年・20年度に変わるものに対しましても、18年度・19年度の中で方向付けをしておかなければいけませんので、ここ1・2年の間は国保組合にとって大きな変化の年であろうと思っております。当面の問題点と致しまして、6点を挙げております。

**①医療制度の変更の中、国保組合にとりましては国庫助成のあり方の見直しがあります。**各国保組合との財政力の均衡を図るという中で、普通調整補助金が配られてまいりました。当組合は、1%組合でしたが、16年度に行われました、国保組合所得調査の結果により、1%組合であった当組合が、0%組合に認定されてしまいました。経過措置と致しまして、18年度は0.4%という事で、19年度は0%になってしまいます。対前年度比で約6千万円の補助金が少なくなり、19年度には0.4%から0%になりますので、対前年度減比約4千万円の減額が予想されます。



金山理事長

②10月より実施されます改革につきまして、4点が主なものであろうと思います。

- (1) 出産育児一時金の増額が、30万円から35万円。
- (2) 入院している高齢者の食費・居住費等の引き上げ。
- (3) 高額療養費の自己限度額の引き上げ。

この3点につきましては理事会等でも検討しました結果、改革案通りに実施するという事になりました。

- (4) 前期高齢者的一部負担金の引き上げ。

これは2割から3割というのが政府の方針でございますが、私たちの組合では65歳までの組合員は皆2割負担ですので、3割ではなく2割で行くという事が決定しております。これは次の保険証の書き換えの時まで、来年の7月まで、変則的なやり方をするという事でございます。その後のことにつきましてはまだ未定という形でございます。

③新高齢者の医療制度が20年からスタートするという事が計画の中に載っております。私たちも一番関心を持っておりましたのは、75歳以上の組合員の処遇がどうなるかという事でございましたが、新しい制度へ本人が加入しても、本人は被保険者でない組合員として、家族は、被保険者として、元いた組合に残る事が出来るというような方針が決まっているようでございます。ただし、家族のみが新しい制度に加入した場合は、その家族は組合に残ることは出来ないようです。

④9割から8割給付に17年度は給付割合が変更になりましたが、細かい分析はただ今事務局でしております。大まかなところ、分かったのは9割給付の4ヶ月は8.995%で、約9%もの医療費の上昇があり、8割給付になった4ヶ月につきましては、マイナス3%という形で医療費が少なくなっています。医療費は全部9割が8割になれば10%下りますが、家族の給付割合は、7割ですので、総医療費の中で必ず10%下がるという計算にはなりません。1種・2種・3種の本人全部で約3万7千人が、9割から8割になったという事でございまして、後の約3万3千人の家族につきましては、7割のままでです。そのような事でマイナス約3%しか下がらないという事でございます。17年度トータルで11月までを見ますと、8ヶ月間で、約0.173%医療費が上昇し、対前年度、16年度と同じ程度の医療費に近づいてきています。

⑤昨年、会計検査院の調査が入り、法人及び常時5人以上従業員のいる医療機関が、適用除外の申請をしているかどうかを医療機関全てにおいて調査されました。補助金が関係してきますので、適用除外をしていなかった組合員がいたために、補助金を返納しなければならないというようなケースも出てきたわけでございますが、過去何年間かを遡及して納めるというような事はしなくて良いという事になりました。今後適用除外の申請をしっかりとし、正しく法を遵行するという事が義務付けられております。今後も適用除外の周知徹底をしっかりとおかないと、この次に会計監査院が入った場合には遡及して、補助金を返納したり、被保険者が社会保険に強制加入させられたりしますので、適正な適用を周知徹底しなければならないと思っております。

⑥保険料ですが、医療費の伸びが今まで以上になってまいりますと、5年とか6年振りに保険料を上げるという事ではなくて、2年とか3年に一回位ずつ上げていかなければ対応が出来ないのでないかと懸念されるところでございます。医療制度が改革されていく中で、補助金というものの見直しが常に官庁から出されてきております。定率補助率32%を全協を通じて、確保していますが、今後、8割給付を続けていくようであれば、定率補助率32%の確保も危なくな

ってくるようです。給付の平等化7割給付を全協等からも求められております。給付割合変更、7割給付もふまえて、私たちは20府県の集まった組合による運営の優位性などを強調し、市町村国保との違いをはっきり組合員に分かる様にしながら、健全なる組合運営をしていかなければならぬと、考えております。

今年度二つの委員会を立ち上げて、いろいろな角度から検討をして頂いて、答申を頂く予定になっておりますので、それをしっかり見据えて組合の基盤強化を図りながら、保険者機能をしっかり發揮したいと思っております。引き続き組合の運営にご協力いただきますようお願い申し上げまして挨拶と致します。よろしくお願ひいたします。



議長団左から  
中屋敷副議長 外堀議長 堅田副議長

## 第1号議案 規約の一部改正(案)について議決を求める件

出産育児一時金の改定にともなう規約の一部改正(案)について、今井常務理事より次のような説明があり、質疑応答の後、採決に入り原案どおり全員挙手により、可決承認された。

### 〔改正理由〕

医療制度改革に係る国民健康保険制度の見直しに伴い、平成18年10月から出産育児一時金の額及び、その額に対する補助額が変更になり出産育児一時金が、現行の30万円から35万円に引き上げられる。

これについて、本組合も出産育児一時金の額を平成18年10月1日から、現行の30万円から35万円に引き上げるものである。

### 全国歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)新旧条文対照表

(下線部が改正部分)

現 行 条 文	改 正 (案)
(出産育児一時金) 第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として <u>300,000円</u> を支給する。	(出産育児一時金) 第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として <u>350,000円</u> を支給する。
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p class="list-item-l1">1. この規約は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p class="list-item-l1">2. 出産日が施行日前である被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</p>

## 第2号議案 平成18年度事業計画(案)について議決を求める件

平成18年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）は関連があることから一括上程され、最初に平成18年度事業計画（案）について、今井常務理事から説明があり、その概要は次のとおりです。

### 平成18年度事業計画（案）

#### 医療保険をとりまく情勢

医療保険制度をとりまく情勢は、平成16年度所得調査の結果、業態別所得を比較すると所得の格差が拡大しており、国保組合の単年度経常収支では、赤字組合が全体のほぼ半数あるなど依然として多くの保険者が厳しい財政運営を強いられています。

歯科医師国保組合をみると、1人当たり平均課税標準額が、前回の調査からの増加額が国保組合5業態のうち最も低い額となっております。

こうした中、国保組合に係る国庫補助の見直しでは、定率補助金の32%は確保できたものの普通調整補助金は現行の5段階の補助率から10段階の補助率に見直され、本組合は1%から0%（経過措置として平成18年度は0.4%）となります。

また、平成18年2月10日に閣議決定された「医療制度改革関連法案」では、

#### ①医療費適正化の総合的な推進として、

現役並みの所得のある高齢者一部負担の見直し（2割→3割）【平成18年10月】

70～74歳の高齢者一部負担の見直し（1割→2割）【平成20年4月】

#### ②後期高齢者（75歳以上）を対象とした新たな高齢者医療制度の創設【平成20年4月】

保険者の再編・統合では保険財政共同安定化事業【平成18年10月】

政管健保の公法人化【平成20年10月】

などの制度改革が順次進められます。

こうした状況を踏まえ、本組合としては健全な財政運営に取り組むと同時に医療制度改革に伴う変革に的確に対応できる体制づくりに万全を期し、将来にわたって健全で魅力ある組合運営に取り組んで参ります。



今井専務理事代行

## I. 事業運営の基本方針

このような状況のもと、平成18年度は「医療制度改革関連法案」に基づき改正等が予定されている国民健康保険制度に適切に対処するとともに、時代に適応した組合運営に向けて最善の努力をして参ります。

## II. 実施事業

### 1. 医療給付費保険料の徴収

#### (1) - 所得割 -

ア. 1種組合員は、毎年、前年の1月から12月までの社会保険及び国民健康保険並びに老人保健に係る診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額とする。

ただし、その額が月額32,500円（年額390,000円）を超えるときは、月額32,500円

(年額390,000円)を上限とし、下限月額は4月のみ1,900円、5月から3月は1,600円(年額19,500円)とする。

なお、医療法人(保険診療を取り扱っていない者・矯正を標榜する者を除く)は医療機関ごとによる。

イ. 保険診療を取り扱っていない者

(医療法人含む)

月額32,500円(年額390,000円)



ウ. 矯正を標榜する者(医療法人含む)

月額32,500円(年額390,000円)

エ. 1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員に属する世帯の夫婦・親子会員のうち、2人目以降は所得割保険料は免除する。

オ. 1種組合員の勤務医

月額15,000円(年額180,000円)

カ. 新規加入し新規開業した者で、前年の診療報酬額がない者(医療法人含む)は、加入年度の月額13,000円(年額は加入月による)とする。

ただし、翌年度からは、後記、クと同様の取り扱いとする。

キ. 新規加入し新規開業した者かつ矯正を標榜する者(医療法人含む)は、加入年度の月額13,000円(年額は加入月による)とする。

ただし、翌年度からは、後記、コと同様の取り扱いとする。

ク. 新規加入し既に開業した者で、前年の診療報酬があり稼働月数が11ヶ月以下の者(医療法人含む)診療報酬額に1000分の6.5を乗じた額に稼働月数で除し、月額保険料とする。また、未稼働月は月額13,000円とする。

ただし、年額が上限額を超えないこととする。

ケ. 新規加入し既に開業していた者で、前年の診療報酬があり稼働月数が12ヶ月の者(医療法人含む)は、前記、アと同様の取り扱いとする。

コ. 前記、イ・ウに該当する者は、保険料調定変更申請書に医業収入の把握ができる書面(前年分確定申請書)を添えて申請し、1000分の6.5を乗じた額に変更することができる。ただし、申請はその年度の6月末までの1年度間に1回とする。

サ. 診療報酬額の把握が出来ない者は、上限とし月額32,500円(年額390,000円)とする。

(2) -均等割-(1人当たり)

1種組合員	月額 7,000円
1種組合員の家族	月額 5,000円
2種組合員	月額 15,500円
2種組合員の家族	月額 5,000円
3種組合員	月額 8,000円
3種組合員の家族	月額 5,000円

2. 介護納付金保険料の徴収

(介護納付金保険料納付該当者)	(介護納付金保険料額)
組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の者	1人当たり 月額 2,800円 (年額 33,600円)

3. 療養給付費等の支給(給付状況)

(1) 給付割合

給付割合については、組合員は入院・入院外ともに8割給付とし、家族は入院・入院外ともに7割給付とする。

ただし、3歳未満は入院・入院外ともに8割給付とする。

また、前期高齢者(平成14年10月1日以降に70歳を迎える者から75歳未満の者)についての給付割合は、入院・入院外ともに9割給付とする。

ただし、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する前期高齢者の所得の額が一定以上であるとき入院・入院外ともに8割給付とする。

(2) 歯科給付

歯科給付については、次のとおりとする。

ア. 1種組合員の家族は、自家診療(老人保健該当者は除く)を基本とするため給付対象外とする。

ただし、次のような事情にある場合は、歯科診療承認申請書(様式第26号)を提出し承認を得れば給付対象とする。

なお、保険料が納付期日までに完納されていること。

① 長期の入院(連続して90日以上)などによる休診等のような場合。

② 自宅を離れて修学している者は、修学地においてのみ給付を受けることができる(歯科診療承認申請書に在学証明書を添付すること)。

また、終末処置は鍊成充填、又はインレーまでとする。

なお、その方が卒業した後も自宅を離れて生活していれば同様の給付対象とする。

(平成17年8月1日施行)

イ. 1種及び2種組合員については、当分の間次に掲げるものについては給付対象外とする。

①初診・再診時の加算項目及び指導料

②铸造歯冠修復及び補綴関係全般

なお、終末処置の鍊成充填は給付する。

ウ. 2種及び3種組合員並びにその家族は、2種及び3種組合員が勤務する診療所において治療を受けた場合は給付対象外とする。

エ. 自家診療、近親者(2親等まで)の歯科診療は給付対象外とする。

ただし、老人保健該当者は給付対象とする。

オ. 1種組合員及びその家族並びに2種組合員について、次に掲げる特別の事情にある場合は給付対象とする。

①歯科口腔領域における特殊な疾患についての治療。

ただし、承認申請書(様式第26号)を提出し、承認を受けなければならない。

②入院中、又は閉院等によって診療ができないとき。

### (3) 高額療養費の支給

高額療養費の支給については、同じ被保険者が同じ月内に、同じ医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。



岡山県支部 熊代議員

## 高額療養費の自己負担限度額

### 現 行

区 分		自己負担限度額
国保世帯全体(C)	上位所得者 (月収56万円以上)	139,800円 + (総医療費 - 466,000円) × 1% (多数該当: 77,700円)
	一 般	72,300円 + (総医療費 - 241,000円) × 1% (多数該当: 40,200円)
	低 所 得 者 (住民税非課税)	35,400円 (多数該当: 24,600円)

### 平成18年10月診療分～

区 分		自己負担限度額
国保世帯全体(C)	上位所得者 (月収53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% (多数該当: 83,400円)
	一 般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円)
	低 所 得 者 (住民税非課税)	35,400円 (多数該当: 24,600円)

区 分		自己負担限度額
70歳以上(除老人)	現役並み所得者 (月収28万円以上、課税所得145万円以上)	個人単位 (外来のみ:A) 40,200円
		世帯単位 (入院含む:B) 72,300円 + (総医療費 - 361,500円) × 1% (多数該当: 40,200円)
	一 般	個人単位 (外来のみ:A) 12,000円
		世帯単位 (入院含む:B) 40,200円
	II 低所得者(住民税非課税)	個人単位 (外来のみ:A) 8,000円
		世帯単位 (入院含む:B) 24,600円
	I (年金収入65万円以下等)	個人単位 (外来のみ:A) 8,000円
		世帯単位 (入院含む:B) 15,000円

区 分		自己負担限度額
70歳以上(除老人)	現役並み所得者 (月収28万円以上、課税所得145万円以上)	個人単位 (外来のみ:A) 44,400円
		世帯単位 (入院含む:B) 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円)
	一 般	個人単位 (外来のみ:A) 12,000円
		世帯単位 (入院含む:B) 44,400円
	II 低所得者(住民税非課税)	個人単位 (外来のみ:A) 8,000円
		世帯単位 (入院含む:B) 24,600円
	I (年金収入80万円以下等)	個人単位 (外来のみ:A) 8,000円
		世帯単位 (入院含む:B) 15,000円

### (4) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産（妊娠4ヶ月以上の死産を含む）した場合、申請により1児につき一律350,000円を支給する。

ただし、出産日が施行日前である場合、申請により1児につき一律300,000円を支給する。  
(平成18年10月1日施行)

### (5) 葬祭費の支給

ア. 1種組合員が死亡したとき 200,000円

イ. 2・3種組合員が死亡したとき 100,000円

ウ. 1・2・3種組合員の家族が死亡したとき 50,000円

(6) 療養費の支給

療養の給付を行うことが困難（コルセット等の装具装着など）なときは、申請により療養費の支給を行う。

(7) 海外療養費の支給

被保険者が海外において療養をうけた場合の費用について、申請により海外療養費の支給を行う。

(8) 移送費の支給

入院や転院または通院の際に歩行が困難なため、車両による移送を行ったときは、申請により移送費を支給する。

(9) 傷病手当金の支給

組合員が10日以上継続して入院した場合。

1種組合員 1日につき	4,000円
-------------	--------

2・3種組合員 1日につき	1,500円
---------------	--------

ただし、90日を限度とする。（同一年度内）



富山県支部 山崎議員

4. 被保険者の指導

(1) 加入後に即、受診する者に対する指導

(2) はしご受診者に対する指導

(3) 県外受診者に対する調査、指導

(4) 老人保健受診該当者に対する調査、指導

(5) 柔道整復の適正な受診のための調査、指導

5. 保健事業

被保険者の疾病及び負傷に関し保険給付を行うだけでなく、さらに保健事業によって被保険者の健康の保持増進を図り、ひいては組合財政の健全化をバックアップしていくうえで重要な事業である。

これまで各支部の独自性に基づき被保険者の健康管理、健康の保持増進のため生活習慣病検診、人間ドック、健康レクリエーション活動等の推進を図ってきたところであるが、更に強力に推進を図る。

(1) 保健事業費の交付

ア. 定額交付分 各支部一律	1,550,000円
----------------	------------

#### イ. 被保険者割交付分

被保険者 1人当たり	440円
------------	------

#### (2) 節目検診費用の交付

組合員がすすんで自分の健康保持増進に努めることにより、疾病の発生を未然に防いだり、早期発見によって重症化を防いだりといった、組合員一人一人の幸せな生涯にわたっての健康づくりを支援し、国保事業のより健全な運営を期するため、節目検診事業を強力に推し進める。

なお、組合員（節目検診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者を含む）に対し、1人当たりについて30,000円までを補助する。

#### (3) 資金貸付事業の実施

高額療養費資金貸付事業、出産費資金貸付事業について、円滑な実施に取り組みます。

#### (4) 医療費通知の実施

被保険者に対し、保険料の大切さを認識してもらうため、医療費通知を実施します。

なお、昨年度に引き続き、加入後に即受診された者及び多重受診された者に対する医療費通知を実施します。

#### (5) 健康家庭表彰の実施

3年度間にわたって一度も保険給付を受けなかった健康家庭に対し、記念品を贈呈する。

#### (6) 健康啓発事業の検討

健康管理に対する意識の高揚を図るため、健康啓発事業等の推進について検討を進めます。

### 6. レセプト点検の実施

平成11年度から段階的に点検支部を拡充し、平成13年度から全支部を対象に、レセプト点検を行ってきたところである。

また、費用対効果についても徐々に上向いてきており、国庫補助金を含めた効果額はかなりの成果をあげており、今後とも引き続きレセプト点検を強力に進めて参ります。

### 7. 広報活動の実践

(1) 会報等により、保険料の大切さについてPRしていきます。

(2) ホームページを通じて国保事業運営についての理解を求め、広くPRしていくします。

#### 8. 国保基本問題検討臨時委員会の設置

医療保険制度の改革にともない、その改革に的確に対応し本組合が魅力ある優良組合となるための将来像を目指して、引き続き検討して参ります。

#### 9. 規則等検討委員会の設置

個人情報保護法の施行など、新たな時代に対応するために本組合の諸規則の見直しと整備を規則等検討委員会で引き続き検討して参ります。

#### 10. 諸規則の設置

(1) 全国歯科医師国民健康保険組合個人情報の保護に関する規程(新規)

(平成18年4月1日施行)

(2) 全国歯科医師国民健康保険組合職員等傷害保険規程(新規)

(平成18年4月1日施行)

### III. 事務処理の適正化と効率化

71,545人（平成17年12月末現在）の、被保険者に対する適正な業務執行と、事務処理の効率化・適正化に万全を期するとともに、年々増大する事務量に対応するため、引き続き優先順位の高いものから、順次システム開発（システムへの機能追加のための開発並びに東京事務所のシステム開発）を推進し、組合員に対する一層のサービスの向上を図るとともに、増大する事務量を吸収していきます。

また、今後の医療保険制度の改革に対し、システム開発により対応すべく、その準備に万全を期します。

### IV. 諸会議等の開催及び出席

組合運営の健全化と事業運営の円滑化に資するため、組合会、理事会、常務会、監事會、職員事務研修会等の諸会議を開催するとともに、関係団体等における各種会議等にも積極的に参加する。

### V. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会（全協）、全国歯科医師国民健康保険組合連合会（全歯連）、全協の各ブロック支部などの関係団体との連携により、適切な情報交換等を行い、組合運営の健全性の確保と事業の円滑化及び効率化に努める。

## 第3号議案 平成18年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件

第2号議案に続いて、平成18年度歳入歳出予算(案)について鈴木常務理事より説明があり、その概要は次のとおりです。

第2号議案、第3号議案の説明について、質疑応答の後、それぞれの議案について採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。



鈴木常務理事

### 予 算

#### I. 嶸入

1款 保険料収入は、被保険者の減及び所得割保険料

収入の減に伴い、医療給付費分保険料はマイナス

となり、介護納付金保険料は介護納付金保険料納付該当者の増によりプラスの計上とした。保険料全体としては10,666,000円前年度を下回ることとなった。

(1) 医療給付費保険料は、前年度の8,350,579,000円から8,318,308,000円と32,271,000円下回る額を計上した。

(2) 介護納付金保険料は、前年度の718,603,000円から740,208,000円と21,605,000円上回る額を計上した。

2款 国庫支出金（国からの補助金）は、全体として284,880,000円前年度を下回ることとなった。

(1) 事務費負担金は、45,883,000円を計上した。

(2) 国庫補助金は、歳出の各予算額をもとに、国庫補助の算定基準により算出し、全体として286,342,000円前年度を下回ることとなった。

ア. 療養給付費補助金は、1,519,322,000円を計上した。

イ. 老人保健医療費拠出金補助金は、1,140,891,000円を計上した。

ウ. 介護納付金補助金は、347,846,000円を計上した。

エ. 出産育児一時金等補助金は、53,375,000円を計上した。

オ. 高額医療費共同事業補助金は、11,256,000円を計上した。

3款 高額医療費共同事業交付金は、92,523,000円を計上した。

4款 財産収入は、7,047,000円を計上した。

5款 繰入金は、本年度は繰入れを行わないことから予算措置として1,000円を計上した。

6款 繰越金は、700,000,000円で、前年度と同額を計上した。

7款 諸収入は、5,765,000円を計上した。

## II. 歳出

1款 組合会費は、14,700,000円を計上した。

2款 総務費は571,701,000円となり、特別支部運営費  
交付金については、80,000,000円を計上した。

3款 保険給付費は、6,890,728,000円を計上した。

4款 老人保健拠出金は、前年度の4,060,158,000円から3,521,270,000円と538,888,000円  
下回る額を計上した。

5款 介護納付金は、前年度の1,043,136,000円から1,092,271,000円と49,135,000円上回  
る額を計上した。

6款 共同事業拠出金は、132,339,000円を計上した。

7款 保健事業費は、保健事業費交付金、節目検診交付金など保健事業に要する費用と  
して181,200,000円を計上した。

8款 積立金は、特別積立金については、法定額に満たしているため予算措置として  
1,000円を計上した。

給付費等支払準備金については、法定額を満たしていないと見込まれるため  
21,000,000円を計上した。

別途積立金及び事務所管理積立金については、前年度と同額を計上した。

役職員退職死亡給与積立金については、10,000,000円を計上した。

9款 諸支出金は、予算措置のため1,000円を計上した。

10款 予備費は、527,216,000円となった。

## III. 総括

平成18年度歳入歳出予算は、12,982,427,000円となり、  
前年度より296,212,000円下回る予算となった。

## 閉会の辞 白石副理事長

本日は大変長い間、ありがとうございました。本日は、  
10期執行部1年目、区切りの組合会であります。3つの議案も無事に可決決定して頂き有難うございます。これから色々な医療制度改革が出てきます。金山理事長以下役員の先生、そして組合会の先生方のお力により、今後とも適正な運営をして行きたいと思いますので、どうかご協力をよろしくお願いしまして第57回の通常組合会を閉会としたいと思います。

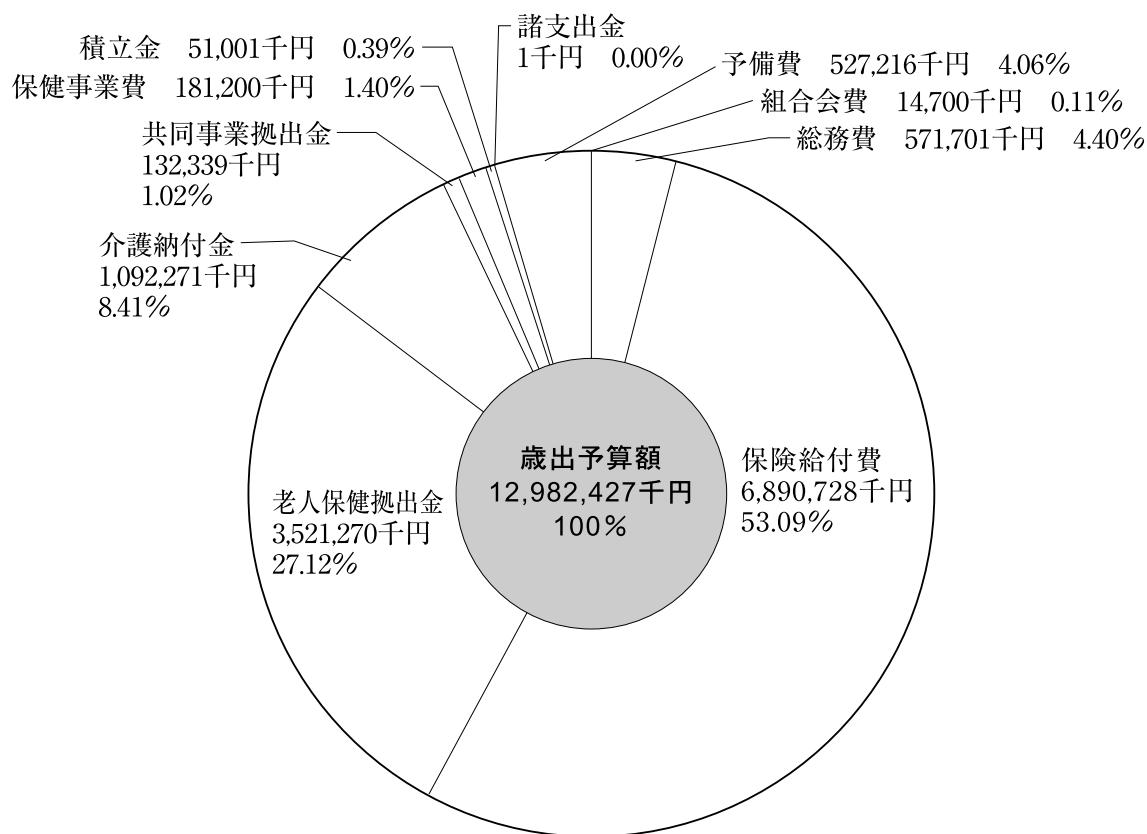
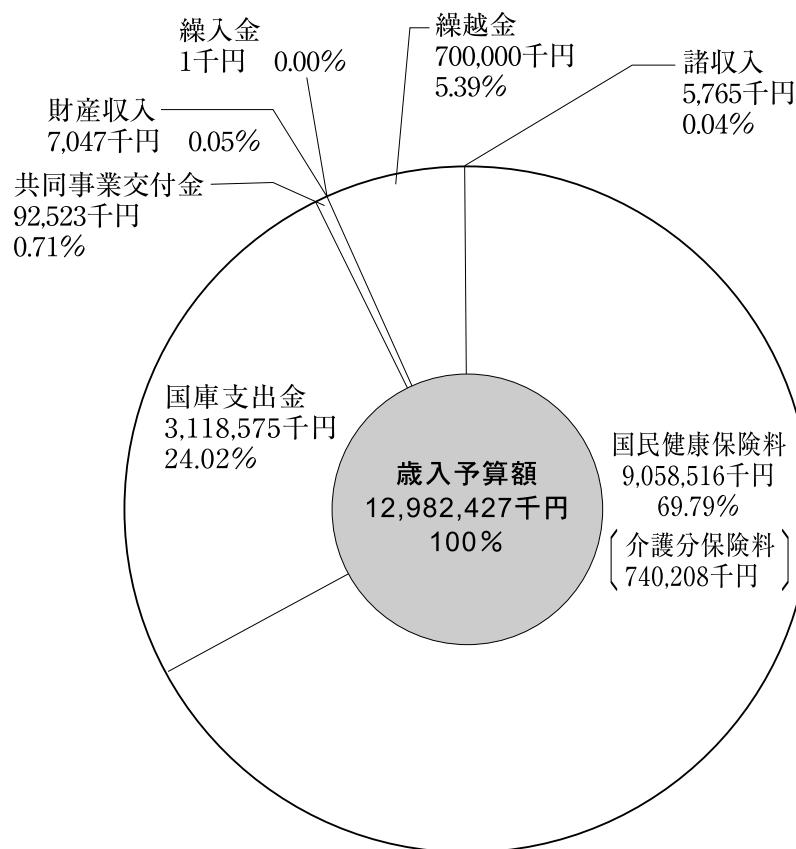
ありがとうございました。



閉会の辞

白石副理事長

## 平成18年度 岁入・歳出予算に占める各款別構成割合



**全国歯科医師国民健康保険組合  
歳入歳出予算書総括表**

歳入

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 国民健康保険料	9,058,516	9,069,182	- 10,666
2. 国庫支出金	3,118,575	3,403,455	- 284,880
3. 共同事業交付金	92,523	98,839	- 6,316
4. 財産収入	7,047	7,135	- 88
5. 繰入金	1	1	0
6. 繰越金	700,000	700,000	0
7. 諸収入	5,765	27	5,738
歳入合計	12,982,427	13,278,639	- 296,212

歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 組合会費	14,700	15,500	- 800
2. 総務費	571,701	601,851	- 30,150
3. 保険給付費	6,890,728	6,353,769	536,959
4. 老人保健拠出金	3,521,270	4,060,158	- 538,888
5. 介護納付金	1,092,271	1,043,136	49,135
6. 共同事業拠出金	132,339	123,720	8,619
7. 保健事業費	181,200	181,400	- 200
8. 積立金	51,001	65,001	- 14,000
9. 諸支出金	1	1	0
10. 予備費	527,216	834,103	- 306,887
歳出合計	12,982,427	13,278,639	- 296,212

# 役員の異動

第1号議案が始まる前に、平成17年10月末をもって専務理事を退任された安原氏、並びに平成18年4月より新役職に就いた先生方よりあいさつがあった。



## 安原功三前専務理事 退任あいさつ

昨年10月末日をもちまして退任をさせていただきました。ちょうど10年でございました。まがりなりにも勤めさせていただきましたのは、その時々の理事長、役員の諸先生方、そして組合会議員の皆様のご指導ご鞭撻があったればこそと心から感謝し、御礼を述べさせていただきます。本当にありがとうございました。



## 今井博(イマイ ヒロシ)専務理事 新任あいさつ

昨年10月末日を持ちまして、安原前専務理事が退職に伴いまして、11月1日から3月31日まで専務理事代行という事で、又、4月1日からは専務理事を仰せつかっております。安原前専務理事のような訳には参りませんが、精一杯、理事の先生方、あるいは役員の先生方のご指導をいただきながら勤めて参りたいと、この様に考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 主な略歴

全国歯本部関係	平成10年2月～平成14年3月	理事
	平成14年4月～平成18年3月	常務理事
	(平成17年11月～平成18年3月)	専務理事代行
◎平成18年4月～		
全国歯支部関係	平成6年4月～平成15年3月	新潟県支部 常務理事
	平成15年4月～平成17年3月	新潟県支部 支部長
	平成17年4月～	新潟県支部 顧問
新潟県歯科医師会関係	平成6年4月～平成9年3月	常務理事
	平成9年4月～平成15年3月	専務理事
	平成15年4月～平成17年3月	会長
	平成17年4月～	顧問



## 恒石定男(ツネイシ サダオ)常務理事 新任あいさつ

4月1日から常務理事という事でご了承をいたしましたが、なにぶん浅学非才の身でございます。どうか皆様方のご指導を賜りながら、あらゆる面で努力をして参りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

### 主な略歴

全国歯本部関係	平成14年4月～平成17年3月	組合会議員
	平成17年4月～平成18年3月	理事
◎平成18年4月～		
全国歯支部関係	平成15年4月～	高知県支部 副支部長
高知県歯科医師会関係	昭和60年4月～平成3年3月	常務理事
	平成3年4月～平成9年3月	専務理事
	平成9年4月～平成12年3月	副会長
	平成12年4月～	会長

# 平成18年度 会議開催日程

1. 第1回 常務会	5月10日(水) 13時	7. 第5回 常務会	12月13日(水) 11時
2. 事務研修会	5月19日(金) 13時半～17時	第2回 理事会	12月13日(水) 13時
	5月20日(土) 9時～15時	8. 第6回 常務会 平成19年2月7日(水) 13時	
3. 監事会	6月27日(火) 15時	9. 監事會	2月20日(火) 15時
4. 第2回 常務会	6月28日(水) 11時	10. 第7回 常務会	2月21日(水) 11時
第1回 理事会	6月28日(水) 13時	第3回 理事会	2月21日(水) 13時
5. 第3回 常務会	7月26日(水) 11時	11. 第8回 常務会	3月20日(火) 11時
第58回 組合会	7月26日(水) 13時	第59回 組合会	3月20日(火) 13時
6. 第4回 常務会	10月25日(水) 13時		

## 故 武井芳弘元理事長を偲んで



故 武井芳弘元理事長

### ・表彰歴

昭和62年 藍綬褒賞  
平成8年 熱四等瑞宝章（保健衛生功労）

### ・略歴

昭和54年4月～平成7年3月 山梨県歯科医師会会长

### \* 国保組合略歴 \*

昭和53年4月～昭和54年3月	全国歯	山梨県支部	副支部長
昭和53年4月～昭和56年3月	全国歯	常務理事	
昭和54年4月～平成8年3月	全国歯	山梨県支部	支部長
昭和56年4月～昭和63年3月	全国歯	副理事長	
昭和63年4月～平成11年3月	全国歯	理事長	
平成11年4月～平成14年3月	全国歯	相談役	

### \* その他略歴（日歯・全協・全歯連）\*

昭和53年4月～昭和57年3月	日本歯科医師会	代議員
昭和57年4月～昭和60年3月	日本歯科医師会	理事
昭和61年4月～平成62年3月	全国歯科医師国民健康保険組合連合会	監事
平成元年4月～平成6年3月	全国国民健康保険組合協会	常務理事
平成6年4月～平成10年3月	全国国民健康保険組合協会	副会長

全国歯科医師国民健康保険組合前副理事長

山口県支部長 永 富 稔

武井芳弘先生が、平成17年12月15日ご逝去されました。

享年82歳のお年であります。理事長退任後も暫くの間相談役として組合にはご出席いただいていましたので、突然の訃報に驚きました。

昭和53年、15府県が合併して全国歯科医師国保組合を設立、発足した時は当組合の常務理事として活躍され、56年には副理事長、昭和63年3月には理事長にご就任、平成11年3月までの10年余の長きにわたりご尽力をいただきました。

特に副理事長時代、小規模単独県の国保組合の運営のきびしさを予告、他県の組合に呼びかけられ、20府県に拡大されたご功績は、双方にとって大変大きいものがありました。

その成果のひとつとして、単独国保組合の多くが7割給付、8割給付になっている中、私達20府県の全国歯が平成17年7月まで9割給付を実施することが出来ました。

平成4年、高円寺の鉄筋コンクリート3階建の建造物を購入移転いたしましたが、やつと我が城が出来たと多くの会員が喜びました。

また移転と同時に「支部間のオンラインシステム」や「レセプト処理システム」を導入。事務の合理化、財政の健全化に大いに貢献されました。

山梨県歯科医師会におきましては昭和40年には専務理事、そして副会長、昭和54年4月から平成7年3月までの16年間会長を勤められ、その間教育委員、のち委員長を勤められ歯科以外におきましても幅広い活躍をされ私達後輩に良きお手本を示されたのであります。

私は昭和63年より山口県支部長としてお世話になりましたが、特に全国歯の副理事長を拝命してからは公私にわたるお付合いとなりました。退任後、奥様と山口県に来られ、萩から関門海峡をご案内した時、山梨県には海が無く山ばかりなのに「やまなし県とは」と冗談を言われながらの楽しいひとときでした。

訃報を聞き何としても、との思いから多少の時間的無理を承知で朝一番の飛行機に乗りました。式場にタクシーを待たせてのお参りでしたが、奥様にお悔みを申し上げ、先生の遺影の前に立った時、ただただ心からのご冥福をお祈り致しました。

帰途の乗り物の中で、全歯連との不本意な出来事、真剣な会議、楽しかった会食等それに喜怒哀樂の日々を思い出し、大変時間に追われた一日でしたが、人の交わり、情の複雑さなど人生を考えさせられました。

武井先生のすばらしい一生にあやかるべく生きている今を大切にと思い直しました。

合掌

## 統計資料

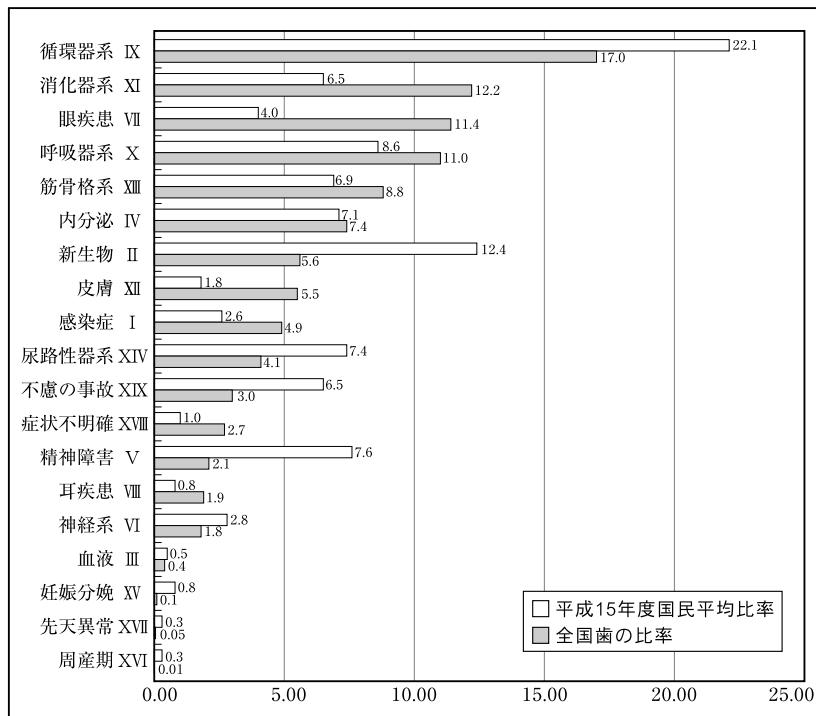
# ◎業種及び地域(支部)別病類の傾向

全国歯の疾病的傾向や地域(支部)の病類の傾向をみて、より適切な健診を受けましょう。  
(節目検診をより有効に使ってください)

## 全国歯 1 種組合員と国民平均病類別実人数比率の比較

平成16年度(平成16年4月～平成17年3月分)

	実人数	全国歯の比率	平成15年度 国民の比率
感染症 I	864	4.9	2.6
新生物 II	988	5.6	12.4
血液 III	78	0.4	0.5
内分泌 IV	1,316	7.4	7.1
精神障害 V	368	2.1	7.6
神経系 VI	324	1.8	2.8
眼疾患 VII	2,016	11.4	4.0
耳疾患 VIII	329	1.9	0.8
循環器系 IX	3,007	17.0	22.1
呼吸器系 X	1,945	11.0	8.6
消化器系 XI	2,153	12.2	6.5
皮膚 XII	970	5.5	1.8
筋骨格系 XIII	1,559	8.8	6.9
尿路性器系 XIV	732	4.1	7.4
妊娠分娩 XV	13	0.1	0.8
周産期 XVI	1	0.01	0.3
先天異常 XVII	8	0.05	0.3
症状不明確 XVIII	471	2.7	1.0
不慮の事故 XIX	531	3.0	6.5
合 計	17,673	100.0	100.0

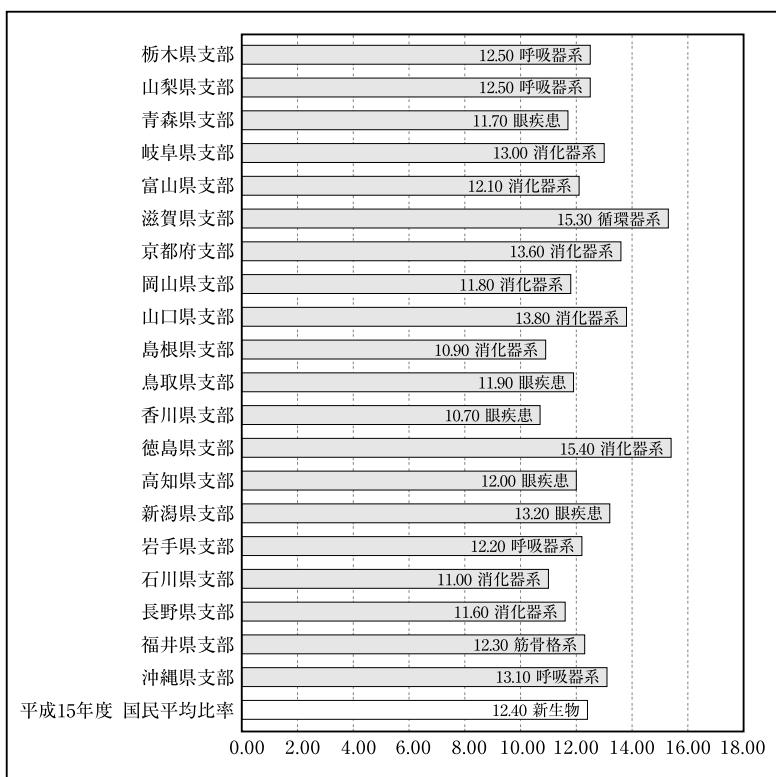


注意 国民全体の資料は、平成15年度のデータが、平成18年度4月現在最新

## 全国歯 1 種組合員支部別循環器系に次いで、注意して頂きたい疾病

平成16年度(平成16年4月～平成17年3月分)

	全体の 実人数	2番目に多い病類		比 率
		実人数	病類名	
栃木県支部	1,302	163	呼吸器系 X	12.50
山梨県支部	554	69	呼吸器系 X	12.50
青森県支部	798	93	眼疾患 VII	11.70
岐阜県支部	1,189	155	消化器系 XI	13.00
富山県支部	646	78	消化器系 XI	12.10
滋賀県支部	667	102	循環器系 IX	15.30
京都府支部	1,803	246	消化器系 XI	13.60
岡山県支部	1,438	169	消化器系 XI	11.80
山口県支部	1,106	153	消化器系 XI	13.80
島根県支部	476	52	消化器系 XI	10.90
鳥取県支部	362	43	眼疾患 VII	11.90
香川県支部	683	73	眼疾患 VII	10.70
徳島県支部	655	101	消化器系 XI	15.40
高知県支部	542	65	眼疾患 VII	12.00
新潟県支部	1,646	218	眼疾患 VII	13.20
岩手県支部	879	107	呼吸器系 X	12.20
石川県支部	646	71	消化器系 XI	11.00
長野県支部	1,477	171	消化器系 XI	11.60
福井県支部	407	50	筋骨格系 XIII	12.30
沖縄県支部	397	52	呼吸器系 X	13.10
平成15年度 国民平均比率		新生物 II	12.40	



# 節目検診（人間ドック等）の積極的な受検を!!

自分の健康状態を、常にチェックしておくことがどんなに大事なことであるかということは判っていながらも、何かのきっかけがなければなかなか検診を受けようとはしない方がかなりおられるようです。そして平成17年度の節目検診の受検状況は下表のとおり、受検率の平均が約27%と、非常に低い結果となっております。積極的な検診を受けましょう。

当組合では、病気の「早期発見」と「予防」を目的として5歳刻みの節目の年齢を迎える方が、健康診断、人間ドック等を受けられた場合、その費用（30,000円を限度とします）を補助しております。

節目検診該当者は、下記のとおりです。「まだ大丈夫だ」「健康だ」と思っている人ほど是非この機会に受診しましょう。

1種組合員の方につきましては配偶者の方も補助の対象となっておりますので、夫婦連れ立って検診を受けましょう。

## 【節目検診対象者】

1種組合員の方にあっては

平成18年度中に30歳以上で5歳刻みの節目の年齢を迎える方とその配偶者（被保険者である配偶者であって年齢は問わない）

2種組合員の方にあっては

平成18年度中に30歳以上で5歳刻みの節目の年齢を迎える方

3種組合員（同一医療機関に3年以上勤務されている方）にあっては

平成18年度中に25歳以上で5歳刻みの節目の年齢を迎える75歳までの方

## 【検診方法】

医療機関の指定はしませんので人間ドック等のできる医療機関で受けて下さい。

## 【補助金額】

最高限度額 30,000円迄（但し、1回の申請に限る）

## 【申請方法】

平成19年2月末日迄に、申請書に医療機関の領収書を添えて各支部事務所あて申請して下さい。申請は1回限り（保険証の使用は不可）とさせていただきます。申請期限を超えると申請する権利が無くなりますのでご注意下さい。

## 平成17年度節目検診受検状況

支部名	節目検診該当者件数	受検者件数	受 檢 率	支部名	節目検診該当者件数	受検者件数	受 檢 率
栃木	575	168	29.22	香川	276	49	17.75
山梨	287	54	18.82	徳島	308	112	36.36
青森	306	90	29.41	高知	222	75	33.78
岐阜	594	205	34.51	新潟	863	213	24.68
富山	304	93	30.59	岩手	391	113	28.90
滋賀	325	75	23.08	石川	342	61	17.84
京都	707	201	28.43	長野	733	265	36.15
岡山	701	183	26.11	福井	171	40	23.39
山口	484	132	27.27	沖縄	206	56	27.18
鳥取	256	36	14.06	合 計	8,236	2,261	27.45
島根	185	40	21.62				

お知らせ!!

4月1日から  
健康保険法等の規定に基づいて  
**入院時の食事についての  
負担方法が変わりました**

◎4月1日から入院時の食事の負担が、**1日単位**から、**1食単位**に変更されました。

	変更前	変更後
① 一般の方	1日につき <b>780円</b>	1食につき <b>260円</b>
② 市町村民税非課税の世帯に属する方法 (③以外の方) [過去1年間の入院日数が90日を超えている場合]	1日につき <b>650円</b> (500円)	1食につき <b>210円</b> (160円)
③ ②のうち、所得が一定の基準に満たない 70歳以上の方等	1日につき <b>300円</b>	1食につき <b>100円</b>

- 上記の②及び③に該当する方は、加入している医療保険の保険者（老人保健は居住地の市町村）の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出することにより、減額が受けられます。
- 詳しくは、加入している医療保険の保険者（老人保健は居住地の市町村）までお問い合わせください。
- 医療機関で提供される食事の内容が変わるものではなく、食事の負担額について、食数に関わらず1日単位で計算していたものを1食単位の計算に変更するものです。

**歯科医師のみなさま!! 加入のご検討をお勧めします。**

**国民年金基金とは**



国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第1号被保険者がより豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せして年金を受け取るための公的な年金制度であり、税制上の優遇や預貯による助成などの特則な措置があります。

**税制上のメリット**

基金は全額“社会保障料控除”となります。【収益の上限は月額68,000円です。但し、個人基礎年金にも加入されている場合には、その料金と合わせて月額58,000円が上限となります】また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用され、所得税・住民税の軽減につながります。

**特長**  
①加入は口数制で、年金額や給付の型は加入者が自分で選択できます。

②掛金月額は、選択した給付の型、加人口数、加入時の年齢、男女の別によって決まります。

※国民年金基金に、日本歯科医師会を通じて設立され、平成3年5月に歯科型国民年金基金として認可されました。

**お問い合わせ・質問窓口**

■0120-155-950

【国年金基金に加入できるの士、税局へお問い合わせください。】

**歯科医師国民年金基金**

〒102-0074 東京都千代田区丸の内2-1-4-4

ハリファックスビルB座

<http://www.nnfjdd.jp/cn/>

e-mail: office@nnfjdd.jp

# クレジット機能付き保険証はご存知でしょうか？

当組合の保険証は、1枚の“紙”的保険証から“プラスチック製”的1人1枚のカード型に変更しました。このカード型保険証には2種類あり、普通の保険証(窓口で一部負担金を現金で支払うもの)とクレジット機能付保険証があります。

①組合員の方がクレジット機能付き保険証を選ぶとZENKOKUSHI NICOS VISAカードに加入して頂くことになります。（組合員の方には、下記2枚のカードが発行されることになります。）家族の方もクレジット機能付き保険証を選ぶことができ、12歳以上の方で一世帯合計4人まで作れます。それ以上家族の方がおられる場合、又は11歳以下の方は、普通の保険証を持って頂くことになります。

②クレジット機能付き保険証には、医療費を現金で支払う方法とクレジットで支払う方法（クレジット取扱医療機関で使用可能）が選択できます。また、突然の怪我や未成年・高齢者が現金を持たずに治療を受けることも出来ますので利便性に優れています。

もし、盗難紛失をしても、ショッピング等には使用出来ませんし、医療費を支払われても損害保険が付いていますので安心です。

③ZENKOKUSHI NICOS VISAカードには「ゴールドカード」と普通の「シルバーカード」があり、「ゴールドカード」には、1・2種組合員が加入できます。3種組合員も条件により（資格審査あり）加入することができます。年会費は共に「永年無料」です。

## クレジット機能付き保険証



クレジット機能付き保険証（医療機関専用）

○このクレジット機能付き保険証にはいつでも変更することができます。  
申し込み用紙は支部事務所にございます。

○保険証発行には、10日前後かかる場合がございますので、ご了承願います。  
その他ご不明な点がありましたら、支部事務所までお問い合わせください。

※平成17年10月より「日本信販株式会社」は「株式会社UFJカード」と合併し、『UFJニコス株式会社』となりました。

# 全国歯からのお願い

## 健康保険適用除外承認申請の手続きをとる歯科医院の加入手続きについて

法人事業所並びに、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は社会保険強制適用事業所となり、政府管掌健康保険と厚生年金にセット加入することが義務づけられています。従いまして国保組合には加入できません。

ただし特例として、既に国保組合に加入している事業所は管轄の社会保険事業所に「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして、その承認を受けた方のみ国保組合の被保険者としての資格を継続することができます。

このような、既に**健康保険適用除外承認を受けている法人事業所**並びに、**常時5人以上の従業員を使用する個人事業所**に、新たに従業員が加入するときは、全国歯の資格取得届の他に健康保険適用除外承認申請書（4枚1組）が必要となります。

従業員の採用が決まり次第、遅滞なく下記の手続きをおとりください。

全国歯へ提出

全国歯の資格取得届・  
**適用除外承認申請書**

(注1)

全国歯から歯科医院へ返送

全国歯加入証明印を押印した  
適用除外承認申請書

歯科医院から社会保険事務所へ提出

適用除外承認申請・  
厚生年金加入の手続き

社会保険事務所でのお手続きには約2週間程  
かかりますので、速やかに適用除外承認申請  
書を社会保険事務所へご提出ください。

社会保険事務所から歯科医院へ返送

適用除外承認証(2枚目)・  
厚生年金標準報酬決定通知書(4枚目)

歯科医院から全国歯へ提出

**適用除外承認証**(2枚目)

(注2)

社会保険事務所の  
**確認又は承認**の印のある  
**適用除外承認証**です。  
(受付印ではありませんので  
ご注意願います。)

全国歯から歯科医院へ

**被保険者証**

注1. 適用除外承認申請書の中の「適用除外を受けようとする年月日」を必ずご記入の上、全国歯科医師国保の資格取得届と共に支部までご郵送ください。

「適用除外を受けようとする年月日」には、実態に合わせた正しい従業員（常勤）の採用日をご記入ください。  
(試用期間がある場合でも、常勤であれば、実際に勤務し始めた日が採用日となります。)

注2. 全国歯科医師国保の加入日は厚生年金の加入日と同じ日になります。(=適用除外の年月日)  
また、従業員の採用日とも同日となります。

いずれの場合も、社会保険（厚生年金）の適用要件に適合しない方は全国歯科医師国保にも加入できません。  
ご不明な点がございましたら、支部事務所へお問い合わせください。